

戸籍謄本等の写しの各種証明書を法人請求する場合

平成20年5月1日に改正された戸籍法、住民基本台帳法の施行により、戸籍謄本等、住民票の写しなどの各種証明書請求時の本人確認が法律で義務付けられ、厳格化されました。

また、平成22年6月1日からは、改正された戸籍法施行規則の施行により、戸籍謄本などを請求する際の必要書類のうち、代表者事項証明書、法人登記簿謄本、委任状などの請求の権限を確認するための書類は、原本(官公署発行のものは発行日から3ヶ月以内)を提出していただくことになりました。

※法務局に登録されておらず、県や国の機関から認可を受けている団体については、その機関から「認可を受けている旨の証明書」又は「印鑑証明書」等、請求機関の名称、所在地及び代表者名がわかる書類を提出してください。(※これらの書類も発行日から3ヶ月以内の原本を提出してください。)

これらの確認書類原本は、還付請求により返還できますが、当該請求のみに作成された委任状などは返還できませんので、ご協力をお願いします。

詳しくは、下記の《確認書類原本の還付請求方法》をご覧ください。

確認書類原本の還付請求方法

戸籍謄本等の請求の際、代表者事項証明書、法人登記簿謄本、委任状などの確認書類原本の返還を希望する場合は、その原本及び原本のコピー(コピーには余白部分に、下記のように原本と相違ない旨を記載したものを)提出してください。原本と原本のコピーとを照合し、確認のうえ原本はお返しします。

【記載例(代表者事項証明書など)】

この謄本は原本と相違ありません。

令和〇年〇月〇日 〇〇会社 代表取締役 氏名 印 (※署名又は、記名押印)

【記載例(委任状)】

この謄本は原本と相違ありません。

令和〇年〇月〇日 代理人氏名 印 (※署名又は、記名押印)

【記載例見本】 (原本)

代表者事項証明書	
会社法人等番号 XXXX-XX-XXXXXX	
商号	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
本店	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
代表者の資格、氏名及び住所	
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	
代表取締役	〇〇 〇〇
以下余白	
これは上記の者の代表権に関して登記簿に記録されている現に効力を有する事項の全部であることを証明した書面である。	
令和〇〇年〇〇月〇〇日	
〇〇法務局 登記官	〇〇〇〇 印
整理番号 XXXXXXXX	

(原本のコピー)

代表者事項証明書	
会社法人等番号 XXXX-XX-XXXXXX	
商号	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
本店	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
代表者の資格	
〇〇〇〇	
代表取締役	〇〇 〇〇
以下余白	
余白部分に、原本と相違ない旨を記入して下さい。	
この謄本は原本と相違ありません。	
令和〇年〇月〇日	
〇〇会社 代表取締役 〇〇 〇〇 印	
(※署名又は、記名押印)	
これは上記の者の代表権に関して登記簿に記録されている現に効力を有する事項の全部であることを証明した書面である。	
令和〇〇年〇〇月〇〇日	
〇〇法務局 登記官	〇〇〇〇 印
整理番号 XXXXXXXX	

【問合せ先】

水戸市役所市民課

029-224-1111 内(2181)